

不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第20条各号に掲げる不適正な取引行為（以下「不適正取引」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）に対し、市長が条例第34条第1号の「第20条の規定に違反していると認めるとき」の規定に基づく指導（以下「指導」という。）並びに条例第35条第1項の規定に基づく勧告（以下「勧告」という。）及び同条第2項の規定に基づく公表（以下「公表」という。）を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 市長は、事業者が行った不適正取引が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導するものとする。

- (1) 当該不適正取引の内容が悪質であること。
- (2) 当該不適正取引に係る苦情が多数寄せられていること。
- (3) 当該不適正取引に係る消費者被害が拡大するおそれがあること。

2 市長は、前項の規定による指導をするときは、不適正な取引行為是正指導書（第1号様式）を用いて行うとともに、不適正な取引行為是正回答書（第2号様式）の提出を当該事業者を求めるものとする。

3 市長は、指導の対象とした不適正取引の内容を調査票（第3号様式）に記録し、当該事業者又はその代理人の請求があるときは、これを閲覧させることができる。

4 市長は、指導の対象とした不適正取引に関して行われた契約に割賦購入あっせん業者が関わっているときは、当該割賦購入あっせん業者に第2項の指導内容を通知することができる。

(勧告)

第3条 市長は、前条の指導後も事業者に必要な是正が見られず、第2条第1項各号の一に該当する状態が続いていると認めるときは、当該事業者に対し、不適正な取引行為是正勧告書（第4号様式）を用いて勧告するとともに、不適正な取引行為是正回答書（第5号様式）の提出を当該事業者を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により勧告をするときは、当該事業者に対し、事情聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく事情聴取に応じないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、条例第35条第3項に規定する当該事業者の関係者等へ、不適正な取引行為により勧告を受けた事業者の関係者等への通知書（第6号様式）により通知しなけれ

ばならない。

4 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(公表)

第4条 市長は、前条の勧告後も事業者には是正が見られないときは、その旨及び勧告の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をするときは、当該事業者に対し、意見聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見聴取に応じないときは、この限りでない。

3 市長は、前項の意見聴取の結果、必要があると認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、本条第2項及び第3項の規定により、当該事業者が勧告に従わないことにつき、正当な理由がないと判断したときは、本市のホームページに登載するほか、広く市民に周知できる方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

印

不適正な取引行為是正指導書

貴社が行っている下記取引行為は、京都市消費生活条例第20条に掲げる不適正な取引行為に該当すると認められるため、同条例第34条第1号の規定により、これを是正するよう指導します。

つきましては、当指導に対し、講じた是正措置について、別添の不適正な取引行為是正回答書を作成し、提出してください。

なお、当指導は、行政指導に当たります。この指導に従わない場合は、同条例第35条第1項の規定に基づき、勧告することがありますので、念のために申し添えます。

記

1 不適正な取引行為の内容

2 該当条項

3 別添回答書の回答期限

年 月 日

4 回答先

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

京都市長 宛て

所 在 地

事業者名

代表者名

印

不適正な取引行為是正回答書

年 月 日付け 第 号で指導がありました京都市消費生活条例第20条に規定する不適正な取引行為について、下記のとおり是正しましたので、報告するとともに、今後このような取引行為を行わないことを誓約します。

記

1 是正内容

2 実施日

年 月 日

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

印

不適正な取引行為是正勧告書

貴社が行っている下記取引行為は、京都市消費生活条例第20条に掲げる不適正な取引行為に該当すると認められたため、同条例第34条第1号の規定により、これを是正するよう指導しましたが、是正が見られませんでした。

つきましては、同条例第35条第1項によりの確な措置を講ずるよう勧告します。当勧告に対し、講じた是正措置について、別添の不適正な取引行為是正回答書を作成し、提出してください。

なお、当勧告は、行政指導に当たります。この勧告に従わないときは、同条例第35条第2項の規定に基づき、勧告に従わない旨及びその勧告内容を公表することがありますので、念のために申し添えます。

記

- 1 不適正な取引行為の内容
- 2 該当条項
- 3 勧告に至った経過
- 4 是正措置実施期限
年 月 日
- 5 別添回答書の回答期限
年 月 日
- 6 回答先

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

京都市長 宛て

所 在 地

事業者名

代表者名

印

不適正な取引行為是正回答書

年 月 日付け 第 号で勧告がありました京都市消費生活条例第20条に規定する不適正な取引行為について、下記のとおり是正しましたので、報告するとともに、今後このような取引行為を行わないことを誓約します。

記

1 是正内容

2 実施日

年 月 日

第 6 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

印

不適正な取引行為により勧告を受けた事業者の関係者等への通知書

京都市は、京都市消費生活条例第 2 0 条に掲げる不適正な取引行為を行った下記事業者に対し、同条例第 3 4 条第 1 号に基づく行政指導を行いました。是正に至らなかったため、同条例第 3 5 条第 1 項に基づく勧告を行いましたので、同条例 3 5 条第 3 項に基づき、関係機関等へ通知します。

なお、本通知は、関係機関等に対し、本市の行政指導の実施を周知するものであり、当該事業者に対する特別な対応を求めるものではありませんので、御承知おきください。

記

事業者名		代表者名	
所在地			
主な事業内容			
不適正な取引行為の内容			
該当条項			
是正措置実施期限	年 月 日		
今後の対応	上記、是正措置実施期限までに、正当な理由がなく、勧告に従わないときは、京都市消費生活条例第 3 5 条第 2 項に基づき、その旨及びその勧告の内容を公表することがある。		

※ 参考「京都市消費生活条例」（抄）

（事業者に対する勧告及び公表）

第 3 5 条 市長は、事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、同条の措置を的確に講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、第 1 項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、同項の事業者が所属する事業者団体、当該事業者と契約関係にある他の事業者（市長が当該関係を知っている場合に限る。）その他市長が適当と認める者に通知しなければならない。